

令和 5 年 10 月

お客さま各位

須賀川信用金庫

## インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日から「インボイス制度」(適格請求書等保存方式)が開始されております。

当金庫は、適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付するインボイス(適格請求書)により消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス対応につきましては、下記のとおりとさせていただきますのでご案内いたします。

### 記

#### 1 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

須賀川信用金庫	T1380005005468
---------	----------------

#### 2 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料(振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等をお渡しいたします。

#### 3 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座から自動振替の方法によりお支払いいただいている各種手数料(インターネットバンキング手数料、残高証明書発行手数料(継続発行)など)につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料取引明細表(インボイス)」(ダイレクトメール)を毎月作成し郵送いたします。

##### (1) ご郵送対象のお客さま

「手数料取引明細表(インボイス)」は、法人・個人事業主のお客さまを対象として郵送いたします。

##### (2) ご郵送の時期

「手数料取引明細表(インボイス)」は、手数料が発生した日を基準に1か月分をまとめて、手数料が発生した月の翌々月に作成して郵送いたします。なお、手数料が発生しない月は、郵送いたしません。

### (3) 「インボイス管理票」の発行について

自動振替等でお支払いいただいている各種手数料につきましては、「手数料取引明細表（インボイス）」とは別に、お客さまからのご請求に応じて「インボイス管理票」を発行いたします。

ご希望のお客さまは、所定の「インボイス管理票発行依頼書」に必要事項を記入していただき、お取引店またはお近くの営業店にご依頼ください。

## 4 個人事業主のお客さまへのお願い

個人事業主のお客さまにおかれましては、当金庫にて「個人事業主として登録している」お客さまのみに「手数料取引明細表（インボイス）」を郵送いたします。

個人事業主のお客さまで「手数料取引明細表（インボイス）」が届かない場合は、大変お手数をおかけいたしますが、お取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

## 5 ATM・両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、発生する手数料が原則として3万円未満となりますので、インボイス交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引（自動販売機特例）」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがいまして、ATMおよび両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応する様式改定は行いませんのでご了承ください。

## 6 インボイスの重複発行について

当金庫が発行する「手数料取引明細表（インボイス）」や「インボイス管理票」につきましては、発行する時期が異なることや、抽出する条件が重なる場合がある等の理由で発行済のインボイスと重複する場合があります。

つきましては、実際にお支払いされた「領収書」や「通帳」等と合わせてご確認いただきますようお願いいたします。

## 7 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときには、当金庫に対しインボイスの提出をお願いいたします。

当金庫のインボイス制度への対応につきましてご不明な点等がございましたら、お取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上